

京都市告示第 5 号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき
固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定に
より告示します。

平成18年4月3日

京都市上京区長 谷 口 三 夫

(上京区役所区民部固定資産税課)